議案第24号

伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

近隣他都市の会計年度任用職員の給与その他の事情を考慮して、 一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する会計年度任用職員 の月額報酬の改定を行うほか、所要の規定整備を行うため。 伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(令和3年伊丹市条例第号)

伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (平成 3 1年伊丹市条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「第13条の3第2項から第7項まで」を「第 第13条の3第2項から第6項まで」に改める。

別表第2ア一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する職種の項中「137,000円」を「152,000円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にパートタイム会計年度任用職員に月額報酬を支給する場合におけるこの条例による改正後の伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第2ア一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する職種の項の適用については、同項中「152、000円」とあるのは「142、000円」とする。
- 3 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にパートタイム会計年度任用職員に月額報酬を支給する場合における改正後の条例別表第2ア一般的な事務又はこれに相当する業務に従事する職種の項の適用については、同項中「152,000円」とあるのは「147,000円」とする。